

令和 8 年 第 4 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 8 年 4 月 15 日(水)14 時開始

ところ 東大阪市役所 18 階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届に関する件

日程第 1 報告第 13 号

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件

日程第 2 報告第 14 号

生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件

日程第 3 報告第 15 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件

日程第 4 議案第 9 号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条による事業計画認定申請の件

日程第 5 議案第 10 号

農地法第 3 条による許可申請の件

出席委員 18 名

途中参加委員 0 名

欠席委員 0 名

事務局 2 名

開会 午後 2 時 00 分

【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和 8 年第 4 回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に参りますよう、皆様方には、何卒、最後までご協力をお願いします。

失礼ではございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は 18 名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

<異議なしの声>

【議長】

異議なしと認め、

17番、宮崎行俊 委員と、

18番、大野一博 委員。

両委員を指名いたします。

それでは審議に入らせていただきます。

本日の農地調整転用届に関する件は、報告20件。議案が2件でございます。
入らせていただきます。

日程第1、報告第13号。

引き続き、農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第1、報告第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇。

相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所が〇〇〇〇、相続人の氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、登記面積が〇〇㎡、適用面積も同じく〇〇㎡でございます。

租税特別措置法第70条の6第1項の適用でございます。他〇筆でございます。

令和〇年〇月〇日証明、他3件でございます。

【議長】

この1番から4番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第1、報告第13号。

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第2に入らせていただきます。

日程第2、報告第14号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。
事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第2、報告第14号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号1、買取申出をする者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

買取申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇

買取申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日。

申出事由は〇〇でございます。

物件の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積は〇〇㎡でございます。

土地の謄本、診断書の写し、付近の見取り図が添付されておるものでございます。

令和〇年〇月〇日証明、他1件でございます。

【議長】

この1番から2番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

【林委員】

質問。

【議長】

はい。

【林委員】

いいですか、2番の面積ですけどね、〇〇㎡っていうのは、これは、生産緑地300㎡という基準があるんじゃないかと思うんですけども、そこの整合性はどうなっていますか？

【事務局】

はい。委員のおっしゃられる通り生産緑地の面積は300㎡からとなつてございます。結果的現在、生産緑地として残っているのが〇〇㎡というところでございます。指定当初の状態は農業委員会でもわかりかねるものでございます。現状としては〇〇㎡がここに残っているというところで確認をさせていただいているものでございます。以上です。

【林委員】

ではこれは例えば、以前に、他を持っておられて、残ったのが〇〇。ということでいいわけですか。

【事務局】

はい、議長。

指定の当初につきましては、農業委員会事務局の範疇ではございませんが、都市計画室の方で定めている条例で300㎡となっております。当初はそうであったであろうと思われま。経過の詳細につきましては確認をさせていただいた後、お答えさせていただけたらと思いま。

【林委員】

わかりました。

【議長】

他にございませんか。

<異議なしの声>

【議長】

日程第2、報告第14号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第3に入らせていただきます。

日程第3、報告第15号 農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第3、報告第15号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。

番号1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇〇〇、共有者として、〇〇〇〇さんを備考欄に書かせていただいております。

他13件でございます。以上です。

【議長】

この1番から14番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第3、報告第15号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第4に入らせていただきます。

日程第4、議案第9号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第4、議案第9号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件。番号1、申請者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有者でございますが、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、権利の設定面積が〇〇㎡、登記面積が同じく〇〇㎡でございます。使用貸借権が1年間、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まででございます。他に1筆でございます。

【議長】

この件につきまして、事務局、説明願います。

【事務局】

はい、議長。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく、事業計画の認定につきましてご説明をさせていただきます。

本件は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、東大阪市が事業計画を認定するに当たりまして、同条第3項の規定によりまして、農業委員会の決定を受けることが必要となっているため、ご審議をお願いさせていただくものでございます。

議案について具体的にご説明をさせていただきます。

まず、賃貸人は〇〇〇〇さん。

賃借人が、〇〇〇〇さんでございます。

対象となる土地が〇〇〇〇。〇〇㎡。

同じく〇〇〇〇、〇〇㎡の〇筆でございます。

設定される権利が使用貸借権でございます、期間が1年間でございます。

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの申請でございます。

都市農地貸借の円滑化法第4条第3項に、事業計画認定の要件が示されてございますので順にご説明をさせていただきます。

まず、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法によりまして、都市農地における耕作の作業を行うことという基準がございますが、具体的には申請者が、申請土地において生産された農産物、または、当該農産物を原料として製造される製品につきまして、申請都市農地が所在する市町村の区域内、もしくはこれに隣接する市町村の区域、都市計画区域内において販売すると認められることという条件がございますが、こちらの方につきましては、〇〇〇〇さんの方で、〇〇の原料として、その半分以上をJA大阪中河内の直売所、畑のつづきで販売することとされており、問題あるものではございません。

また、申請者が、申請都市農地の周辺に、生活環境と調和がとれた周辺都市農地の利用を確保すると認められることという条件がございますが、申請都市農地の周辺的生活環境と調和して、都市農地を利用する旨、申請書に記載がございます。

続きまして、2番目でございます。

周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れがある場合は許可ができないというものでございますが、〇〇〇〇自らが実施する内容でございます。農業上の利用について支障があるものではございません。

続きまして、耕作の事業の用に供すべき農地のすべてを効率的に利用しているかというところでございますが、対象農地につきましては全面耕作にて〇〇の原料として〇〇を栽培することとございます。ちなみに当該耕作に従事する農業者は6名というふうにお伺いしております。

続きまして申請者が、事業計画通りに耕作をしていない場合の解除条件が書面による契約で付されているかというところでございますが、農地使用貸借契約書を作成しておられ、その第3条にその旨が記載されておることを事務局で確認をさせていただいております。

続きまして、申請者が、申請都市農地について、賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における、他の農業者との密接な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることという条件でございますが、申請者が〇〇〇〇で6名の農業者により当該農地を耕作することとございまして、周辺環境と調和の下で継続的かつ安定的な農耕、農業経営を行うものと見込まれるものでございます。

続きまして申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権の設定を受けた後において、当該法人農業執行役員等のうち、1人以上の者が、当該耕作の事業に常時従事すると認められることというところでございますが、法人の常務理事1名が当該事業に従事する内容にて申請されておられます。

説明は以上でございます。

【議長】

この件についてご審議願います。意見ございませんでしょうか。

【林委員】

はい。

【議長】

はい。

【林委員】

事務局の方から安定業務を行うということで認可、進めているという前提でよろしいですよ。ただ、安定業務というのは、1年で賃貸契約1年になっていますけども、1年で1作、作るだけで安定業務といえるのでしょうか。

【事務局】

はい、議長

こちらの方は使用貸借権が1年でございますけれども、その延長についてというところは農業委員会の方で、確認させていただいておりません。契約書としては1年間ですけれども、事業として何年見込まれているかというところは、受付が市農政課になりますので、確認をさせていただきたいと思います。

【林委員】

ということは確認できるまでは、この認可っていうのは、進むのですか。

確認できていないのに、まだ今のところ確認できてないですよ。

だから確認できてない状況で、認可するかしないかの許諾をすることは可能なのですか。

【事務局】

はい、議長

先ほど少し説明で申し上げましたけれども、都市農地貸借の円滑化法の第4条ですね、そちらの方に農業委員会の決定を経ることが必要となっているので、その決定がなされない内は、農政課の方に決定したことの回答を返すこともできないものでございます。

以上です。

【林委員】

そういうことはどういう判断を我々はすればいいのでしょうか。

【事務局】

最初、使用貸借権1年間の設定でOKとしておりますが、〇〇を作られてそこで事業展開されるというような使用貸借権の期間について、都市農地貸借の円滑化法による農業委員会の決定に係る審議事項には入っておりませんので、お調べはしておりません。この事業が1年以上続くのかということについては市農政課が申請者の方に確認をされると思います。この場では答えを持っていないですが、早急に確認をさせていただいた上で何らかの形で共有させていただけたらと思います。以上です。

【林委員】

今の説明は限定的承認ということによろしいですか。

例えば、農政課の方で、賃貸借契約の、確認を終わった上で、それがOKであるならば、農業委員会は承諾するという、前提づけていうのは可能なんでしょうか。

そういう、議決的において、条件付きで許諾しますっていうことで。

このまま終わってしまう。

それが、それで、いいのか悪いのかっていうのを、僕はわからないんです。

尋ねているものではありませんが

【事務局】

使用貸借期間1年間で申請されておりますが、具体的にどれぐらいの期間の契約で安定的と見込まれておられますか。

【林委員】

今の事務局の質問なんですけど。

2月の総会のときに、一応賃貸借契約、10年ということで上がっていましたよね。

(その)件が、10年やったら安定的に農業やっていけるという、我々農業やっているものにしてみたら思うんですけども、1年で、賃貸借契約を考えるっていうのはどう。

農業的に言ってあんまり市民農園的なものならば1年かもしれませんけども、こういう業務でやる場合、1年という前提を作ってしまうならば、次回からまたこういう申請があった場合は、1年でも、その期間のなんていうんですか、長さという前提がなければ、何でもOKになってしまう可能性があるのではお尋ねしている。

もう一度言いますが、さっき言ったように事務局が必ず確認とりますよということで、OKであるならばという前提で、承諾するという。話を進めた方が、はっきり言うたらいいでしょうね。

それで〇〇〇〇という、〇〇〇〇の組織が前から業務をやるというので、それは間違いないと思うんですけども。

次回他の業務が来たときに、これ議事録として残ってやった場合、問題が起こったときに、

あるじゃないかわかりませんが、問題が起こる可能性があるならば、最初からそれはもう、なんていうそういう問題が起こらないようにしておくほうが、いいかなあと私は考えてもいます。

【事務局】

（事業期間で）ご意見をいただいているところでございますけれども、先ほど林委員が言われたように、〇〇〇〇さんが賃借人ということもございます。その中で、契約期間の延長が確認できていないのですけれども、その辺りのことも踏まえて。ご判断をいただければと思います。

【大野委員】

はい、議長。

【議長】

はい。大野委員

【大野委員】

事務局に聞きますが法的に問題あるの。

【事務局】

はい、議長。

法的には問題はございません。

【大野委員】

18人いている委員さんがこの場で賛成が多ければいいのではないのか。

農協が契約者（聞くところによると〇〇内部的な事情もあって契約期間は1年間であると想定されるが）で法的に問題がなければいいと考えるが

【議長】

再度確認します。1年ということによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

他にございませんか。

<意見なしの声>

【議長】

日程第4、議案第9号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件は決定することとします。

日程第5に入らせていただきます。

議案第10号、農地法第3条による許可申請の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長

日程第5、議案第10号、農地法第3条による許可申請の件。

番号1、譲受人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。申請事由は〇〇でございます。譲受人の現在の耕作面積は〇〇㎡でございます。

【議長】

これですね、農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

農地法の3条許可につきましてご説明をさせていただきます。

本件は〇〇を目的としました、〇〇による所有権の移転でございます。

譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権の移転につきましては農地法の第3条第2項第1号から第6号によりその要件が定められておりますので、順にご説明をさせていただきます。

第1号は譲受人が取得した農地を含めて所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があることを定めています。

譲受人、世帯は、国版の認定農業者として、〇〇〇〇に〇〇㎡の農地を所有し適切に管理しておられます。また、同じく、〇〇〇〇にて〇〇㎡を認定都市農地貸付にて借り入れ、耕作をされておられます。併せて〇〇㎡の耕作面積でございます。

今回購入される農地は、〇〇にある農地〇〇㎡で、〇〇や〇〇などを作付けされます。

第2号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定であり、本件とは関係ございません。

第3号は信託の引受けに関する規定が規定されており、本件とは関係ございません。

第4号は譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可できないという内容

で、譲受人は、年間〇〇日以上農業に従事しているため該当するものではございません。また、同居の親族（○）についても年間〇〇日農業に従事されておられます。

第5号は取得する農地を転貸あるいは質入れする場合が規定されており、本件は該当いたしません。

第6号は譲受人が当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置、及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は許可できないというものでございますが、譲受人が今回、購入される農地は、すでに所有しておられる〇〇〇〇の農地と近接しております。周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、申請書の記載内容や農業委員会が行った現地調査などから、当該項目に該当するものではございません。説明につきましては以上でございます。

【議長】

はい。この件について審議願います。異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第5、議案第10号、農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

午後2時32分終了

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 宮崎 行俊

委員 大野 一博

令和8年 第4回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	○	14	林 登	○
6	古川 勇	○	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	○	16	田中 隆夫	○
8	南口 浩	○	17	宮崎 行俊	◎
9	西田 博文	○	18	大野 一博	◎

- 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 杉本 篤史

事務局次長 横関 真人